

Renaissance

2010.8

残暑お見舞い申し上げます

No.32

事務所報を通して多くの方々と語り合い、皆様と共にさらに充実した事務所を目指して



撮影:T.Ito

AICHI SOGO LAW OFFICE

弁護士 村上 文男	弁護士 尾関 栄作	弁護士 檀浦 康仁	弁護士 勝又 敬介	弁護士 梅村 明男
弁護士 伴 麻里	弁護士 木村 環樹	弁護士 渡邊 健司	弁護士 森田 祥玄	弁護士 佐藤 三智
弁護士 林 瑛子	弁護士 上瀬 幹也	弁護士 水野 憲幸	弁護士 永井 康之	弁護士 南 善隆
司法書士 浅井 健司	司法書士 萩野 直樹	社会保険士 社労士	社会保険士 原田 聰	社会保険士 小木曾 裕子

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目2番29号
ヤガミビル 501号・601号（受付）

<http://www.aichisogo.or.jp>
E-mail home@aichisogo.or.jp

100% この事務所報は再生紙を使用しております。
古紙100%再生紙

皆さん之力で 修習生の給費制を存続させて下さい

弁護士 村上 文男

暑い毎日ですが、ルネサンスの読者の皆さんお元気でしょうか。

今日は修習生の西村信俊君に来て頂き修習生の給費制について対談しました。修習生の窮状を理解頂き、皆さんのご支援をお願いします。

村上

西村君、元気に修習に励んでいますね。今日は修習生の給費制が貸与制に変更されることについて、修習生の西村君の立場から話を聞きたい。まず修習生とはどんな身分ですか、修習生と給費制について簡潔に説明してください。

西村

修習生は将来法曹三者（裁判官、検察官、弁護士）になるため、司法試験を合格した者で実務家である裁判官、検察官、弁護士になる為に研修中の者です。いわば法律家の卵です。勉強中ですので、アルバイトもできません。今まで給与が支払われてきました（給費制）が、今年の9月からは給与はなくなり、希望者に生活資金を貸し付ける制度（貸与制）に代わります。

村上

先日、日弁連の宇都宮会長と話をする機会がありました。会長はこの給費制は断固維持しなければならない。選挙期間中仕事がなく生活に困っている弁護士から、窮状を訴えられた。給費制が廃止されれば、その様な弁護士が増え弁護士の使命である人権擁護活動に専念できるか危惧を持った。会長に当選した

うはが非でも給費制を存続させたための運動を展開しなければと誓つたと熱く語つておられました。

愛知県弁護士会でも給費制存続の講演会を開いたり、デモ行進をしたりして給費制維持のための運動を展開しています。現在弁護士会が一番力を入れている運動の一つですが、西村君の立場から給費制廃止についてどう思いましたか。

僕は親のすねをかじつていたので借金はそう多くありませんでしたが、友達の中には1000万円の借金を抱えて

いる人も多くいます。大学4年間と法科大学院の2年間（3年間の人もいる）の選学金の額だけでも馬鹿になります。63期修習生へのアンケート結果によると半数以上が奨学金とか教育ローンを利用しており、平均奨学金総額は318万円で、最高の

村上

多重債務者弁護士も笑い事では有りませんね。給費制が廃止されれば、有能な法律家を目指す人が減りますね。そのことは結果的には、市民の権利の守り手が少なくなり、市民の権利擁護が不十分になります。まさに貧困弁護士ですよ。

ルネサンスの読者の皆さんも是非自分たちの権利の守り手を育てるのだという気持ちで、弁護士会の修習生の給費制を存続させる運動・署名等への支援をお願いしたいですね。



弁護士活用術

弁護士 木村 環樹



弁護士の主な業務の1つとして、法律相談があります。

法律相談では、相談者の方の様々な悩みを聞いた上で、法律的観点からアドバイスをすることが主となります。

法律相談をしていて、よく思うことがあります。「どうして、もう少し早い段階で弁護士に相談に来なかつたのだろうか?」と…

その理由を、相談者の方に聞いてみると、「これくらいの悩みであれば、まだ弁護士さんに相談するような悩みではない。」というお話をよく聞きます。また、「弁護士さんに、こんな問題を相談してはいけないのでは…」ということもよく聞きます。

弁護士は、確かに、問題が発展して、相談者の方達だけではどうにも対処できなくなった場合に、依頼を受けて、代理人として様々な活動をします。ただ、逆に、問題が発展して大きくなる前に、弁護士に相談して、問題が大きくならないようにするための対処をすることも大切です。これを予防的法務と言ったりします。

事前に、弁護士に相談しておけば防げたかもしれない、または、被害を少なくすることができたかもしれない問題はたくさんあります。

確かに、法律相談をしていると、これは弁護士に相談しなくてもよいのではと思うことはあります。しかし、大切なことは、弁護士に悩み・問題を相談して、問題があるのかどうかを発見することだと思います。

病院でいう、健康診断みたいな感じで、弁護士に悩み・問題を相談して、特に法的に問題が無ければ、不安が解消されると思います。悩みの法的力

ウンセリングとでもいうのでしょうか…。このように弁護士を気軽に相談してみてはいかがでしょうか?

ただ、私達弁護士も、相談者の方が気軽に相談できる環境作りをしなければならないと思っています。最近、テレビにも弁護士が出たり、弁護士のテレビドラマもあったりと、だいぶ、弁護士に対する敷居の高さが無くなってきたているとは思いますが、まだまだ弁護士に対する敷居は、私達弁護士が思っている以上に高いようです。

弁護士に対する敷居の高さが無くなれば、もっと気軽に弁護士を利用できるようになるはずです。と、言うのは簡単ですが、どうすればいいのか、私自身、模索中であります。

「何か困ったことがあった時は、とりあえず弁護士に相談してみよう」と、相談者の方に思われるようにしていきたいと思います。





土地や建物の名義変更是お済みですか?

司法書士 浅井 健司



そういう親から土地や建物を相続したんだけど、名義変更をせずにそのままにしてるなあ……という方はいませんか? 不動産を相続すると、まず相続税の心配される方は多いのですが、その不動産の名義変更自体はすぐになければ罰金があるわけでもないので、放つたままの方も多いようです。でも、本当に放つておいて大丈夫でしょうか?

相続登記をしていない方のほとんどが、まあ1年くらいは良いんじゃないかな、のつもりが2年、それがあつという間に5年、気付いたら10年を越えてもそのままというのがパターンです。そして、そんなに珍しくない確率で相続した人が亡くなってしまい、更に相続が発生してしまったというケースが起ります。別に相続登記をしておかなければ、その人の権利が無くなるわけではないし、その人が法律に違反をしているというわけでもありません。

でも、相続登記をしていないことで、のちのち大きなトラブルに発展してしまった可能性があり、相続人になるお子さんやご兄弟、お孫さん達へ及んでくることがあります。

相続が発生してすぐは相続人の仲が良くても、数年後に事情が変わるのは世の常です。小さなケンカもあれば時間を経て意識が変わってくることもありますし、もつと言えば配偶者や周りの関係者の影響等も加わってきます。そもそもお金が絡む話なので、当事者の気持ちは複雑なものになります。そして、相続人が亡くなつて、さらに相続が発生してい

る場合などは、「顔を合わせたことのない遠い親戚同士が上手く同じ方向に話をまとめられるかといえば、とても難しくなるものです。また、作成しておくべき遺産分割協議書がなかったことで複数の相続登記が必要になつたとき等はその分司法書士に払う費用も増える可能性があります。

相続で人間関係がギクシャクするのはとても辛いことです。それを避けるために今、相続の話を「家族等の間で先延ばし」しているならば、それはきっと逆効果です。相続のトラブルは時間が経てば経つほど状況が悪くなるのが一般的だからです。

相続登記をしつかりして済ませておかなかつたばかりにお子さんやご兄弟、お孫さん達が不仲になつてしまつては大変です。相続が発生したら、相続人達等とよく話し合つて、早いタイミングで不動産の名義を替えられることをお勧めします。もし該当される方がいらっしゃれば、気軽に当事務所の司法書士に相談して頂ければと思います。「自分が生きている間に相続のことはしつかり処理しておく。それは親の責任です。」と言われた依頼者さんがおられましたが、仲の良い家族であり、誠実な親戚付き合いをしているからこその配慮でしょう。普段から相続手続を業務としている司法書士だからこそ、声を大きくして注意喚起させてもらいました。



社会保険労務士
長谷川 沙美

社会保険労務士業務について

社会保険労務士(以下、社労士)とは、どんな業務をしているのか、知らない方も多いのではないかと思います。まだまだ、知名度の低い資格ではありますが、具体的に、社労士とは、どんな業務をするのか、ご紹介いたします。

私たち社労士は、労働社会保険関係(健康保険法、厚生年金保険法、国民年金法、労働基準法、労働者災害補償保険法、雇用保険法等約50の法律)及び人事・労務管理(人事管理、労働条件管理、人間関係管理、労使関係管理等)の専門家として、企業経営資源とされる『ヒト・モノ・カネ・情報』のうち、『ヒト』の採用から退職までの労働及び社会保険に関する諸問題、さらに老後の年金を含む生活設計や介護の相談に応じるなどといった、『ヒト』に関わるあらゆるアドバイスをします。

具体的には、①健康保険、厚生年金保険、労災保険、

雇用保険などの手続きをしたいとき②就業規則などを整備し、従業員の定着をはかりたいとき③人事・労務管理について改善したいとき④社会保険や労務問題について質問したいとき⑤助成金を取りたいとき⑥年金などについて相談したいとき⑦給与計算をアウトソーシングしたいとき、などにご依頼をいただきます。

また、法律事務所内で働く社労士として、弁護士が担当する労働事件のサポートをしています。弁護士と一緒に法律相談に入り、労働法の大枠を弁護士が、細かい部分の法律を私たち社労士が相談に対応させていただくことで、より良いアドバイスができるよう、努めております。

些細な事でも結構ですので、労働に関して不安に思うことや疑問に思うがあれば、お気軽にご連絡下さい。

高齢者社会と法律問題

弁護士
佐藤三智



シリーズ「高齢者社会と法律問題」の第3回目は、前号に引き続き、高齢者の方の財産管理をテーマとして取り上げます。その中でも特に、成年後見人がどのような職務を行うのか、についてお話しさせて頂きます。

「成年後見人の職務内容」

成年後見人とは、認知症などにより判断能力が低下してしまった方のために、家庭裁判所に選任されて、ご本人さんに代わって色々なことを決めることが出来る人のことを指します。

もっとも多いパターンとしては、子どもが親の成年後見人に選任されて、親に代わって色々なことを決めるというものです。では、以下のQ&A方式で成年後見人の職務内容についてご説明致します。

Q 成年後見人に選任されると、どういう行為ができますか？

A 大きく分けて身上監護と財産管理ができます。

Q 財産管理とは具体的にどういう行為を指しますか？

A ご本人の預貯金を管理し、必要があれば引き出して使ったり、有価証券・株式の管理をしたりするなど、日常的に必要な金銭管理をいいます。また、ご本人が所有している賃貸マンションを誰かに貸したり、管理費用を納めたり、改築したりというよう、積極的に財産を運用するような行為も含まれます。

Q 身上監護とは具体的にどういう行為を指しますか？

A 介護サービスを受ける、ご本人の同意を前提にして病院と入院契約を締結する、高齢者施設に入所する、リハビリに通う、などの身の回りの事柄に関わる行為を指します。

Q 成年後見人ができないことはありますか？

A ご本人と成年後見人の利益が対立するようなことはできません。

Q 成年後見人として高齢者施設との入所契約を締結しました。その際、施設側から身元保証人になることを求められましたが、これも後見人の事務に含まれるのですか？

A 成年後見人の事務は、あくまでも本人の身上監護と財産管理ですから、第三者として本人の身元を保証するというのは事務の範囲外です。したがって、身元保証をするとすれば、あくまでもご家族の立場として保証するということになります。

Q 被後見人の入院先の病院から、緊急の手術が必要になつたので手術同意書にサインをしてもらいたいと頼まれました。サインをしても良いのでしょうか？

A 医療行為の承諾は、ご本人やご家族にしかできない行為ですので、後見人としてサインをすることはできません。後見人ができるのは、あくまでもご本人に同意があることを前提として、医療契約を結ぶことです。もっとも、後見人になられた方がご家族である場合には、ご家族の立場として同意をすることはできます。

成年後見人の仕事内容について、イメージを持っていただけたでしょうか？

次号では、任意後見契約について、詳しくお話ししたいと思います。



高齢者専門ホームページの立ち上げ

<http://www.souzoku-kouken-nenkin.com>

平成22年6月1日より当事務所に「高齢者問題」専門のホームページがオープンしました。高齢者を取り巻く様々な問題を法律的にどうサポートするか、またはどういったことに注意すべきかを弁護士事務所ならではの視点で紹介し、その対応方法等をご案内しています。ご自身や家族の方で、相続手続や高齢者の権利保護制度に興味がある方、相続トラブルや将来の財産処分等に不安がある方には是非ご確認頂きたい内容になっています。また遺言書作成や財産管理・ホームロイヤー契約から年金まで幅広く対応しておりますので、読み応えのあるコンテンツです。当事務所の「高齢者チーム」は弁護士、社会保険労務士、司法書士を中心とした専門チームです。きっとみなさまの期待に応えられる法的サービスが提供できるものと自負しております。



離婚専門ホームページの立ち上げ

<http://www.rikonmonday.jp>

当事務所は「離婚問題」専門のホームページを開設しており、今年度から本格的に稼働しています。現在寄せられる相談をみても、離婚に関する相談は増えています。一言で離婚問題といっても、相談の内容はさまざまです。離婚をするまでに必要な生活費を請求したい、夫婦の財産をどうやって分ければいいのか、養育費の請求は可能か、子供と合わせてくれないのだけど、どうすればいいのかなど。離婚問題に悩んでいる方に少しでもお役に立てればと思い、専門ホームページを作成しました。話し合いがうまくいかないなど、お困りでしたら、一度ご相談ください。

Q&A 貸金業法の施行について



弁護士 勝又 敬介

Q: 貸金業法って何ですか?

A: 平成18年の12月13日に、旧貸金業規制法を改正して貸金業法という法律が成立しました。この法律は、貸金業者の業務内容に様々な規制を加えて、貸金業者の業務の適正な運営を確保することで、借り主の保護を図ることを目的とするものです。

Q: 何で成立から何年も経った今、話題になっているんですか?

A: 貸金業法は、貸金業者や借り主に対する影響を考えて、段階的に施行することとされました。今年6月に、貸金業法の全体について完全施行されることとなっていましたが、その内容が借り主の生活にも影響するため話題に上っているのです。

Q: 貸金業法への改正が生活に影響するのは、どんなところですか。

A: 「みなし弁済」が廃止されて借入利率が利息制限法以下に下がることが挙げられます。従来の貸金業規制法では、一定の書面の交付等を要件に、利息制限法の規制を超える高利の利息を受け取る「みなし弁済」を認める規定があり、貸金業者はこれを根拠に高利の貸付を行っていました。(ただし、実際には要件を満たさず違法です。)

しかし、貸金業法の成立に伴い、みなし弁済の規定が廃止され、貸金業者は利息制限法に定める以上の利息は取れないとなりました。

Q: 新聞では、お金を取りられる額が減るとも書いてあったのですが。

A: 貸金業法では、借入額についていわゆる総量規制が定められました。

これまで多重債務者が多く発生してしまった背景に、貸金業者がより多くの利益を得るために、過剰な貸付を行ってきたことがあります。旧貸金業法規制法でも過剰貸付を禁止する規定はありましたが、訓示規定に過ぎないとの解釈もあり機能していませんでした。

そこで、貸金業法は顧客の返済能力を超える貸付を禁止し、その典型的なケースとして、「個人過剰貸付契約」を定めました。これは、当該業者からの借入額及び信用情報機関からの情報提供で判明した他の業者からの借入額が収入の3分の1を超える場合、貸付を行えないとするものです。ただし、住宅ローンなどはこの借入額には算入されません。

また、総量規制の導入に伴い、貸金業者には顧客の返済能力に対する調査義務が課され、一定の借入がある場合には顧客から源泉徴収票等の提供を受けなければならぬことになりました。

Q: そうすると、専業主婦はお金を借りることが出来なくなってしまうのでしょうか。

A: 貸金業法では、総量規制について内閣府令の定める例外を定めており、専業主婦の方でも婚姻の事実やご主人の収入を証明する資料等の提出により借入をすること自体は可能です。ただしその場合でも借入を受けられる額自体にはやはり制限があります。

Q: これまで自転車操業で借入と返済を繰り返してきたので、借入が出来なくなるとやりくりが出来ません。どうしたらいいのでしょうか。

A: 消費者金融や信販会社からの借入が長期に亘るような場合には、弁護士に頼んで、これまでの借入を利息制限法に従って計算し直すことで、借金の残高を大幅に減額したり、業者から「過払い金」を取り戻せることができます。(これを任意整理といいます)

また、任意整理をしても返しきれないほどの借金が残る場合でも、自己破産の手続をすれば、例外的な場合を除いて借金全ての返済を免れることが出来ます。

住宅ローンを払っている家を失いたくないなどの事情がある人でも、個人再生という手続を利用して、住宅ローン以外の借金を大幅に減らして、家は失わないで済むこともあります。

今回の総量規制で返済に困る、困らないは別として、借金がある場合には一度弁護士にご相談下さい。

「川口弁護士から川口裁判官へ」

東京家庭裁判所判事補 川口 洋平



1 平成20年4月に初めて愛知総合に籍を置いてから、早いもので2年以上が経ちました。私は今、愛知総合法律事務所での任を終え、東京で裁判官をしています。今裁判官としての毎日を過ごしていると、自分がついこの前まで弁護士だったことに、半ば夢のような気持ちもしています。

2 それまで刑事裁判しかやったことのなかった私にとって、事務所で扱う事件は知らないことばかりでした。当初は仕事にも慣れず、村上先生に怒られもし、裁判所で身の縮む思いをしたことも一再ならずありました。もっともこれは最後までそうだったかも知れません。

そんな私でしたが、村上先生はじめ多くの弁護士や、事務員さん、そして顧問先をはじめとする依頼者の方々が温かく私を迎えてくれたおかげで、2年間をなんとか乗り切れたのだと思っています。

ある顧問先からは、事務所を去り際に丁寧なご挨拶状までいただき、私の退所を非常に惜しんでいただきました。それだけに、事件を最後まで担当できなかつたことが悔やまれますが、後任の弁護士がきっと適切に事件を処理してくれるものと確信しています。

また、名古屋で初めての他職経験ということもあります。



ママが育児に専念できるか否かにかかわらず、パパも子育てに参加する…などもいい傾向だと思います。子育て支援政策の環として、助成金制度も充実してきましたので、積極採用している会社も増えたのでしょうか。うちの社労士さんにも相談しましたが、知つると得する助成金や一時金もたくさんありますね。

さて、残り数ヶ月、しつかり育児して、また弊社の縁の下の力持ちとして、職場復帰しますので、皆様、どうぞよろしくお願いします。

り、珍しさもあったのだと思いますが、事務所の枠を超えて、弁護士会の中でも非常によくしていただきました。

その全てはとても書き切れませんが、委員会活動の中で熱く議論を闘わせた日々は、やや大げさですが終生忘されることはないと思っています。

3 少しだけ私の近況も。私は今、東京家裁で少年審判を担当しています。

非行を犯した少年の処遇について頭を悩ませ、ああでもない、こうでもないと決定書を書いたり書き直したり、調査官や書記官、ときには弁護士とも話し合いながら日々の仕事をしています。

日々ああでもないこうでもないと考えるのが楽しく、風呂に入ってるときも頭を離れない。やっぱり根っから裁判官だったんでしょうね。

弁護士経験が今の私にどう活きているのか、それをここで語るのはまだ時期尚早かも知れませんが、きっと再び語るときが来ると思います。

最後に、愛知総合法律事務所の益々の発展と、ルネサンスをお読みになっておられる方々のご多幸とご健勝を祈念して、結びに代えさせていただきたいと存じます。



ただいま育児休業中

加藤百合子

みなさん、こんにちは！

弊社にて経理担当しておりました加藤と申します。

残暑お見舞い申し上げます。
さて、いきなり、私事ですが、今年の正月に元気な女の子を授かり、現在、育児休業真っ直中です。
なにせ新米ママなので、ちよつとしたことにもオロオロしたり焦ったりの連続ですが…でも、日に日に重くなる我が子といつしょにママとして少しずつ成長している…気がします。

いずれ職場復帰したい私にとって、この育児休業という制度本当にありがたいですね。

我が子のかわいいこの時期は生涯一度のみ、せっかくの機会ですから奮戦苦闘しながらも、日々を大事に全力投球しています。

さて、最近、男性芸能人や政治家も取得して話題になつた「イクメン」ですが…
実際、男性取得者も多いみたいで、予防接種などに行くと泣き叫ぶ赤ちゃんにアタフタしている新米パパもチラホラみえます。（「イクメン」というらしいですね。）
育児に専念して感じたことは、子育ては思った以上に大変ということ。



愛知総合FC(ラグビーサルクラブ) 署足

今年が「アーリドガッブイヤー」であることはおそらく関係がありませんが、昨年末から、当事務所にも「アーリドガッブイヤー」が結成されました。発起人は仕事も遊びも全力投球…しているかわかりませんが、新しいことを始めるのが大好きな、おなじみ木村弁護士です。

か、心なしか仕事中と比べて木村弁護士が生き生きとしている気がしますが…きっと氣のせいですね。

弁護士渡邊健司



結婚報告

弁護士 佐藤三智

私事で、大変恐縮ですが、昨年末に入籍をしました。夫も同期の弁護士です。

弁護士同士の夫婦、と聞くだけで、なんだかとっても堅そうなイメージを持たれるのではないかと思いますが、実際、夫婦の会話には、かなりの部分を仕事の話が占めているように思います。

私も夫も弁護士を始めてまだ2年目ということもありますし、知らないことが多いのですが、そんな時、恥ずかしいと思わず相談できるのが夫なので、どうしても仕事の会話が増えてしまいます。

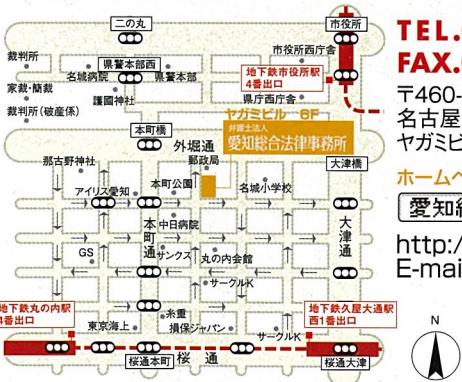
行動範囲を広くして、夫婦の会話がもっと豊かなものになる

ようにしなければ、と感じる今日この頃です。

なお、法曹界では、「通称使用」が認められておりますので、今後も「佐藤三智」として、弁護士活動をさせて頂きます。この辺りは、さすがに「人権擁護」を掲げる弁護士会・法曹界だけあるなあと、とても感謝しております。

ちなみに、夫とは遠距離結婚で、1ヶ月に2~4日程度しか会う機会がありません。これって、外国人と日本人だったら、完全に婚姻の実態がないとして、婚姻が認められないケースだよなあ、と考えてしまうところ、やはり職業病でしょうか…(笑)

事務所のご案内



**TEL.052-971-5277 (代表)
FAX.052-971-7876**

丁460-0002

名古屋市中区丸の内三丁目2番29号
ヤガミビル 501号・601号（受付）

[ホームページもご覧下さい。](#)

愛知総合法律事務所 検索
<http://www.aichisogo.or.jp>
E-mail home@aichisogo.or.jp

無料電話法律相談実施中

法律問題ならなんでもご相談ください。

中部地区にお住まいの方で同一問題1回限り
弁護士が電話にて直接法律相談を行います。

三九重慶公司

予約受付電話番号
052-971-5270
受付時間：平日午前9時30分から午後6時まで

事務所業務のご案内

●お盆休みのお知らせ●

平成22年8月11日(水)から13日(金)までの3日間
お盆休みを取らせていただきます。
16日(月)より通常営業を開始致します。